

桂川駅嘉麻市民駐車場管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R桂川駅を利用して通勤・通学する嘉麻市民の利便を図るため、桂川駅嘉麻市民駐車場の利用及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称は、桂川駅嘉麻市民駐車場（以下「駐車場」という。）と称し、位置は飯塚市平塚字三原田28番1とする。

(利用条件)

第3条 駐車場の利用者は、嘉麻市に住所を有し、かつJ R桂川駅を利用して通勤・通学する者のうち、本要綱の条件を満たす者であること。

2 駐車する自動車は、長さ490cm、幅180cm以内であり、第4条にて申請した自動車であること。

3 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年10月7日条例第24号）第2条第3項、第4項及び第5項に該当しない者。

(利用申請期間)

第4条 駐車場を利用しようとする者は、毎年、市が指定する申請受付期間に桂川駅嘉麻市民駐車場利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(利用者の決定)

第5条 申請者数が駐車区画数を超えた場合は、抽選により利用者を決定する。

2 利用者に決定した者は、市と賃貸借契約をおこなう。

(貸付期間及び貸付料)

第6条 貸付期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2 貸付料は1月1,000円とし1年分を前納しなければならない。ただし、年度中途に契約した場合は、契約日の属する月から当該年度末までの月数分を前納するものとする。

3 年度中途に解約の申入れをする場合は、桂川駅嘉麻市民駐車場利用契約解約届出書（様式第2号）を提出しなければならない。なお、解約により賃貸借が終了した場合は、翌月以降の貸付料を返還するものとする。

(契約済証)

第7条 前条第2項に定める貸付料を納付した者に対し、桂川駅嘉麻市民駐車場駐車券を交付する。

2 駐車場を利用する時は、桂川駅嘉麻市民駐車場駐車券を車外から視認できるところに掲示しなければならない。

(利用できない自動車)

第8条 次の各号に該当する場合は駐車してはならない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 貨物の積載時において、長さ490cm、幅180cmを超えているとき。
- (3) 前2号に定めるほか駐車場の管理上、支障があるとされるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場において、次の各号の行為をおこなってはならない。

- (1) 駐車以外の目的で駐車場を利用する行為。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げる行為。
- (3) 駐車場の施設または駐車中の自動車を毀損する行為。
- (4) 火気の利用、騒音、ごみその他の汚物を捨てる行為。
- (5) 前各号に定めるほか駐車場の管理に支障を及ぼす行為。

(契約済証の再交付)

第10条 契約済証を、毀損または紛失した場合は、桂川駅嘉麻市民駐車場利用契約済証再交付申請書（様式第3号）を提出し再交付を受けなければならない。

(利用者の届出義務)

第11条 利用者は駐車場の施設または物件を毀損させた時は、速やかに市へ届け出なければならない。

(市の補修行為)

第12条 市は駐車場の補修その他の理由により必要があると認める時は、駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。この場合においてその期間が1月において引き続き7日以上要するときは、第6条の規定にかかわらずその使用制限を受けた者に対するその月分の貸付料は返還するものとする。

2 前項により駐車場の補修もしくは補修に伴う駐車制限をしようとする時は、10日前までにその旨の掲示を駐車場の見やすい個所に設置するものとする。

(事故責任の帰属)

第13条 駐車場内における事故及び盗難に関しては、市は一切その責任を負わない。

(損害賠償)

第14条 駐車場の施設または物件を毀損させた者は、その損害につき賠償責任を負う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に市長が定めることができる。

この要綱は平成26年度以降の駐車場の利用において適用する。